

## 今、問われる人権教育

——三次市吉岡広小路市長の大いなる錯覚——

広島修道大学 森 島 吉 美

### 序にかえて

本年四月三次市平和人権センターの看板が吉岡市長の命令で取り除かれた。

特別措置法の法切れは、それが時限立法である限り、期限が来れば法切れになる。しかし間違っていないのは、この法切れによつて、三三年間の同和行政の取り組みをないものにするのではない。

地対協意見具申（一九九六年）の中にも、「現行の特別対策の期限を持つて一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではない」とあるはず。

それなのに、なぜ「平和・人権」の看板が取り払われたのか。

現在部落解放同盟北部地区協議会議長の辻駒啓三氏は、

三次市平和人権センター嘱託職員二二名が起こした「不当解雇事件訴訟」（本年三月三十一日をもつて解雇された平和人権センターに勤務する関係嘱託職員の大量解雇事件）に提出した陳述書（乙第五号証）の中で、「三次市平和人権センターは六年前に、国の補助金一一億円を受けて「人権・同和問題の解決に資することを目的とする」隣保館として建設されたものです。にもかかわらず、「補助金適正化法」にも抵触する「廃止」の強行でした。国の運営規則で設置されている運営審議会にすら諮られず、関係住民への説明も、合意もなままの一方的なものでした」と、述べている。

この三次市で起こっている法切れに対する対応は、全国どのどの市町村でも起こり得ない特別な事件であることは確かである。

この事件を明るみに出す方法はいくらでもあるだろう

が、ここでは、この法切れへの対応の首謀者吉岡広小路三次市長を相手取った一つの裁判を通してみていきたい。その裁判（訴訟）とは、広島修道大学人文学教授大庭宣尊が三次市、並びに吉岡広小路市長を相手に起こした「損害賠償請求事件」である。

本論文を書くにあたって、次のことを注意したい。それは、三次市の同和地区住民が置かれている現実からかけ離れたところでの机上の法律論を振りかざすことは避けることである（法律の専門家でない筆者が、そんなことができるわけではない）。

基本的に、「差別すること」を罰する法律がない現状で、いかに「美しく」論理を貫いたところで、心に訴えることはあっても、「判決」には現れない。

この裁判の中味の「おもしろさ」は、被告の市長側が、「差別発言を罰する法がない」ことをいかにも承知の上で、いとも簡単に、恐ろしいほど露骨に差別発言を繰り返していることにある。

まさに、先の大戦の最中、ヒットラーが「ユダヤ人差別」を露骨に表現し、国民を扇動し、ドイツ国民をして「ユダヤ人狩り」に走らせた、あの時の様相を示している。今まで一緒に差別解消に向けて取り組みを行ってきた顔見知りの三次市行政職員が、市長の発言内容をわかって

とする前に（わかることの恐ろしさから極力逃げるように）、市長から「いわれるままに（命令されるままに）」動いているその姿に、情けなさ空恐ろしさを覚えるのは、筆者だけだろうか。

少し、視点を広げて、わが国の現状を見てみても、世界の現状を見てみても、「戦争、それも有り得ないはずと信じ込んできた核戦争」へ、「大した抵抗感もなく」動いているのがわかる（インド・パキスタンのカシミールの衝突、アメリカ・イラクの葛藤）。

止めるのは誰だ？これだけあらゆる情報が容易に手に入り、日本中の、世界中のみんながつながる可能性に満ちているのに、止められないのはなぜだ？

一つ例を挙げれば、本年、筆者が参加した広島市とドイツのハノーバー市の青少年平和交流プログラムの中で、この交流に本気で目を向けてくれる人が少ない。交流継続が難しくなったという問題提起に比べて、一人のハノーバー側の女性責任者がつぎのようにいった。

「戦争は金になるから人は関心を示すが、平和は一銭にもならないから関心を示さない」

この言葉がいつている中味は、あたっていなくもない。戦争という「理不尽」なことを引き起こそうとすれば、

人は「ごまかして、だまして、かくして」人にその真相を知られまいと全精力を使って「大芝居」を打つ。

一方、「平和」に関しては、何もいわなくても、何もしなくても、「当たり前前に、いいことはわかっている」と「忘れてしまふ」。

戦争を始めようとする人間は、「人に頭を下げて、金を借りても」その実行にまっしぐらに進む。

一方、「平和運動」に関わる人間は、「関わらない人間はバカ」といわんばかりにふんぞり返っている。これでは、はじめから勝負にならない。差別問題、人権問題への関わりにおいても同じことがいえる。

「トップが替わったから」とか「トップがバカだから」とかでは済まされない。人の生死がかかった問題なのだ。視点をかえれば、三三年間の三次市行政の誇りが問われる問題なのである。

今一つ、この裁判の中味に入る前に確認しておきたいことがある。それは「差別の実態」についての確認である。特別対策から一般対策への移行という時、「特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になった」とか、「同和対策事業の推進で実態面の改善が見られる」（地対協意見具申）ことを前提に、一般対策へと移行

しようとする主張が繰り返されている。しかし、差別の実態とは「見かけ」とは大きくかけ離れていることを忘れてはいけない。

一つ例を挙げる。

今年の七月から八月にかけてドイツ東方で未曾有の洪水があった。かつての東ドイツを縦断するエルベ、そしてその支流の川の氾濫である。チェコのプラハがやられ、ドレスデンがやられ、その洪水は、エルベの下流の町をことごとく水の中に沈めていった。雨が降った箇所（旧東欧）が悪かったとは片づけられない問題であった。

ドイツ再統一後一〇年かかって復興してきた旧東ドイツの町々が一晩でその努力がゼロになった。

旧東側への今までの資金援助が全く無駄になってしまった（文字どおり紙屑・泥まみれになってしまった）。

今問われているのは、環境問題である。エルベというドイツ最長の川は物資を運ぶために改良に改良を重ねられてきた（冷戦時代から再統一後にかけて）。その結果がこうである。弱いところが打撃を受ける。

同じエルベの下流の町でも、ハンブルグは洪水をかわず力があつた。洪水がくることが何日も前からわかっていたこともあるが、かわす力があることには違いない。

差別の実態というのは、外見の問題ではない。自然の

災害、経済的不況に見舞われたときの耐える力である。

総選挙を九月に控えたドイツでは各政党（党首）が必死にドレスデン（洪水でほぼ壊滅）に向かう。ヨーロッパ共同体において指導権を握っていこうとするドイツ政権党のSPD、東西ドイツ統一を果たした現在最大野党のCDU、環境問題を最重要課題としてきた緑の党らは、それぞれが被害を受けた町の人々に「合わす顔」がない慌てぶりである。

ヒトラーにやられ、共産主義にやられ、そして自然災害（資本主義経済体制による人工的災害）である。

差別の実態とは、目に見えるもの（爆撃による破壊・劣悪環境）もあれば、人と人のつながりを分断し（東西ドイツの間の壁・被差別部落と周りの社会）孤立に追い込むという目に見えにくいものもある。又、不況、災害に襲われたときの耐える力、それと闘う力があるかどうか、つまり、目に見えるインフラストラクチャー整備から、目に見えないインフラ整備まで見通すことによつて初めて差別の実態というものが見えてくる。

今一度本論文の目的を整理すると、吉岡市長の「差別扇動政策」の跡を見ていくこと、そして、差別の実態、目に見えるインフラ整備と目に見えないインフラ整備への対策を見ていくことにある。

## 一 「本訴」の中味（原告の主張）

ことの起りはこうである。

原告が、二〇〇〇年八月二一日、三次市同和対策課から、三次市同和対策協議会会員の要請を受けたことに始まる。当時原告大庭はオーストリアのモナツシユ大学に日本研究センター客員研究員として調査研究に従事していた。自身同和教育専門であること、それを前提に学識経験者として協議会委員に要請されたこともあって、原告は、わざわざオーストリア研究滞在を短縮して委員要請を引き受けた。当時の市長は福岡義登であった。ところが、福岡前市長が急逝し、新たに吉岡広小路市長が誕生した。彼は、前市長の思いや、行政の施策の一貫性をやぶることに躊躇することもなく、協議会の解散を口にし、その理由として、「あなた達学識経験者がどうのこうのいったところで、どうせ、運動団体の言いなりでしょう、そんな答申を受けても聞く気がないので解散する」という。原告に、礼を尽くすどころか、原告の名誉を傷つけて、「はい、さよなら」とくれば、原告もこのまま引き下がるわけに行かなくなつたのもよくわかる。

裁判の中味は、簡単なものである。

以下、少し詳細に見ていくことにする。

協議会要請時の同和对策課長と原告のやりとりは以下のようなものであった。

課長…協議会は同和問題の解決に向け三次市が策定する同和对策に関する計画等の重要問題について調査・審議を行って、市長に意見を具申する機関で、同和地区の現状と課題を把握し、同和問題の解決を図るために、同和地区における施策を今後どのように展開して行くべきかについて、意見を聴取したい、については協議会委員に選任された後、協議会会長に就任していただきたい

原告…この協議会の結論は、今後の同和行政の方向性を決めるものであるから、同和地区関係者の置かれた実態や当事者の声を聞く機会を持つことを要するため、充実したフィールドワークやヒヤリングを行った上、答申を作成する

(両者、さらには福岡市長も同意)

これが、吉岡新市長と原告の間では以下のようになる。

市長…課題が残っていることは重々承知しているが、このままでは解放運動の言いなりが続いて行くだけ

だろうから、まず、行政職員の意識改革から始める

原告…課題が残っているというのであれば、具体的に指針を出して、対策を講じていく必要がある。その指針を出すために、協議会で審議を続けてきたのだ

市長…その指針は、解放運動の都合のいいように解釈され使われて行くだろう。(解放運動について)本気でやっているものなどは一人もない。みんな解放運動の言いなりだ。協議会の議論にしても、結局辻駒さん(部落解放同盟北部地区協議会会長)の言い分に勝てる人間なんていないに決まっている。辻駒さんの言いなりの答申ということになるでしょうから、そんなものいくら出されても、参考にするつもりはないのですから、やるだけ無駄ということですよ

委員を引き受けた時と、協議会解散を言い渡す時とで、中味がこんなにも違つてくると、開いた口がふさがらない。原告の怒りは手に取るようにわかる。

## 二 「本訴」の中味（被告の主張）

被告は、一九六五年に出された「同和对策審議会答申」に基づき、「同和对策事業特別措置法」、一九八二年の「地域改善対策特別措置法」、一九八七年の「地域改善対策特定事業に関わる国の財政上の特別措置に関する法律」等を出しながら、同和对策事業の特別対策から一般事業に移る根拠付けにしている。その中で特に被告が主張するのが、過去三三年間に及ぶ被告同和行政の実態は、「上記昭和六一年地对協意見具申のとおり、主体性の欠如であった」と結論づける。そして、挙げ句の果てには、「政府の方針は上記のとおり、本来は特別対策事業すべてを平成九年三月末日を持って一般対策に切り替えることであったが、同八年八月二六日の閣議決定に基づき、一五事業に関して五年間に限り財政上の特別措置を行い、平成一四年四月一日からはすべての事業を一般対策に移行させるということになっていた。しかし、平成一二年九月六日に発足した三次市同和对策協議会は、一年半余の後に一般対策に移行後も、残された課題を整理する名目で、同和地区住民に限定した事業を残すことを目的としたもので、この設置は運動団体の介入による、被告の主体性欠如の表れである」という。

被告が裁判所に提出した「準備書面Ⅰ、Ⅱ」には、至る所に、「民間運動団体の行きすぎた言動が、同和問題に関する自由な意見交換を阻害する大きな要因となっている」、「同和問題に対する正しい認識を深めるための自由な意見交換のできる環境作りが不可欠である」、「審議の過程で、国の方針との整合性や特別対策続行の問題について意見を表明した委員は一人もいない」といった決まり文句が並んでいる。

つまり、被告の主張を簡単にいえば、差別が解消しないのは、「部落の人が、解放運動団体が大きな声を上げるから」という、典型的な「部落責任論」を掲げているのである。

## 三 「本訴」の中味（両者の争点）

被告の準備書面の中味の特徴は、原告を相手にするどころか、その存在を完全に無視し、終始運動団体、それも具体的に個人名を出して、辻駒氏を攻撃の対象にしている点にある。

「訴外辻駒が協議会の審議について同人が示した方向と方針によって進められることを自認している事実」として、三次市平和人権センター嘱託職員二名が起こした「不当解雇事件訴訟」に辻駒氏が提出した「陳述書」

(甲第三五号証)を本訴に「証拠説明書」として出している。

原告の訴えは、まさにそのこと(存在の無視)にある。差別問題に関わる学識経験者の存在そのものをこままに無視できる吉岡氏の偏見はどこからくるのか。筆者も含めた差別問題に関わる学識経験者の存在意義は果たしてどこにあるのか。もっといえば、差別問題に関わる上で、被差別当事者の存在が攻撃の対象になって、何が差別問題の施策といえるのか。

いったい吉岡氏は辻駒氏の何を恐れているのか。「協議会の議論にしても、結局、辻駒さんの言い分に勝てる人間なんていないに決まっている」と言い放つ吉岡氏の本意は何か。

被告の主張の中には、準備書面、証拠説明書のいづれの中にも、「辻駒氏の言っている中身の間違い」については一言も触れていない。いや、被告に辻駒氏のやってきたことの間違いなど指摘できるわけがない。彼の言い分に勝てないのは、彼の言い分がもっともなことであるからだ。おそらく吉岡氏にもそれがわかってはいるはず。だとしたら、この裁判での争点は、次の一点に絞られる。差別問題、人権問題への施策を進めていく上における被差別当事者の位置づけである。

#### 四 「本訴」の中味(被差別当事者の位置づけ)

ここでは、原告の主張を見ていきながら、原告、被告における被差別当事者の位置づけの違いを示すことにする。

原告は被告が「準備書面I」で繰り返し広げた、「不当な運動団体介入」の指摘に対して、「被告の同和行政のすべてが『民間運動団体(現実には市協)』の関与なしに実施できなかったのかどうか、当事者ではない原告には推し量ることができないが、被告は、その例として、『連携と称して』『同団体のイニシアチブの下、被告は事実上の指示に従って処理してきた』のではないかと主張する。『差別事件が生じた場合』『主体性をもって事実を確定し、問題点を摘出』するのではなく、『事件が発生すればすぐ民間運動団体に通報し』とあるが、では、ある出来事を『差別事件が生じた』と認知したのは誰なのか。『これこれこういうことがあった』という情報を『差別事件』として認知したのは誰なのか、ということである。差別であると認知するためには、何らかの問題意識がなければ不可能であろう。それは、部落差別問題はもとより、障害者差別問題、民族差別問題、女性差別問題など、現在、社会問題として取り上げられ取り組まれているあらゆる

差別問題において言いうることである。例えば、セクシヤルハラスメントは、それまで、職場内で女性に対して日常的に行われてきたからかいなどの行為が、男性側からは、「単なるコミュニケーションの一種」としか認知されていなかった一方で、女性にとつては耐え難い屈辱感・嫌悪感を抱かせるものであったという点が明らかにされていく過程において、その不当性が認知されていく。こうした問題意識があつてこそ、「これはセクシヤルハラスメントではないのか」という「事件」としての認知へ導くのである。部落差別事件にしても、あることがらを「これは差別である」と認知するためには、部落差別の不当性・それ故の撤廃という問題意識・課題意識があり、何をもつて差別にあたるとか、それ相応の「主体的」な判断がなければならぬ」と主張し、「被告は「主体性の欠如」を例証することに見せかけて、「民間運動への反感」を吐露している」と断言する。

この指摘はその通りと思う。

民間運動団体との連携についていうと、筆者がかつて関わった修道大学の学生が起こした差別事件への取り組みの際の運動団体との連携がある。

一人の学生が、期末試験のトラブルで、ある学生と衝突する。その学生への腹いせに、「エタ・ヒニン、チョウ

セン死ぬ」と差別落書を学内のトイレ、呉線一帯の公衆トイレに書きまくった。前代未聞の広域差別落書事件であった。明らかな差別事件であった。大学全体でこの差別事件に取り組んだ。差別落書を書いた学生は、精神的に病んだ学生であったことが判明した。彼へのケアも取り組みの中に入ってきた。この取り組みの中味を、呉の解放運動団体に報告に行った。いわゆる運動団体との連携であった。その中で運動団体の女性部の一人が「先生、その学生を護ってやってください、どうにかして立ち直らせてください、できることがあったらいつでも言ってください」と励ましてくれた。当然、民族差別の運動団体にも報告に行ったことは言うまでもない。喧嘩相手に仕返しをするのに、なんら関係ない被差別部落の人々、在日韓国・朝鮮の人々を痛めつけているのであるから、当事者への謝罪は当たり前のことである。

当事者抜きの差別事件などない。

ある学生が筆者の講義を聞いた感想文の中で次のように書いてきた事がある。

「先生の結婚差別の話を書くのはこれが二度目です。最初聞いたときは他人事の話で聞き流しました。でも今日聞いたときは全く違います。実はわたしには二年來つきあっている彼女がいます。昨年の末、彼女の家に招待



されました。手ぶらで行くのもいけないと思い、漁師をやっている叔父が釣ってきた魚をみやげに彼女の家を訪れました。みんな大変喜んでくれました。すばらしい一日でした。ところがその後、彼女がほくに、お母さんが、漁師をやっている家の人はあつちの人が多い（被差別部落）と聞いていた、と話しました。彼女のお母さんは倉橋島の大きな家の出身で、そのことに關しては敏感である、らしかった。彼女もびつくり、それを聞いたばかりの頭の中は真っ白になりました。その後落ち込みました。ほくが部落出身とは聞いたことがあります。でも、こわくて親にも聞けません。今日の話聞いて、ほくは典型的差別者だ、と思いました。ほくは彼女とは結婚できません。ほくが部落の人間であつたら、そうでないことを願っているこのほくが、彼女の親を説得する資格がないからです」

彼はおそらく被差別部落の人間ではないだろう。部落を差別する彼女の家も被差別部落の人間ではないだろう。でもこの二人は、部落差別が介在することによって結婚はあきらめたのである。ここにも明らかに、被差別部落に対する恐ろしい差別があることは明らかである。

差別問題に主体的に關われば關わるほど、今まで見えなかつた被差別当事者の姿が見えてくる。彼らへの連携

の意味が深みを増してくる。

被差別当事者の位置づけを見てきたところで、ではその対極にある差別者が、原告、被告においていかに位置づけられているか見ておこう。

## 五 「本訴」の中味（差別する側の位置づけ）

吉岡市長がいう「主体性欠如」の中味を今少し見ている。彼にとつて同和行政は、「被差別部落のために何かしてやっている」のだから、「何かやらされているのではない」、とでもいつているようである。

吉岡市長にとつては、差別問題とはどこに位置しているのだろうか。

一方にかわいそうな被差別部落の人がおり、他方に、そんな彼らを助ける行政がある。

彼がいう「主体性」とはこの位置関係を失うな、ということのように思える。

しかし差別問題はそんな簡単なものではない。いやむしろ問われるのは差別する側にいる「我々」であり、「行政」である。

被告の「準備書面Ⅰ」の中で、「残念ながら、実態調査の結果から見てなお課題が残されている状況であり、行政職員の研修の体系的実施に努めるとともに、教育の中

立性の確保について、引き続き関係機関を指導すべきである」と今後の施策推進のあり方を述べている。

ここでも明らかのように、行政は「中立」の立場にある、あらねばならないと強調している。

では、何と何との間の中立なのか？差別する側（一般市民）とされる側（被差別部落の人々）の真ん中に立つことなのか。

「上記準備書面Ⅰ、三、（二）で主張したように被告の主体性の欠如から、相応の市協の要求を受け入れざるをえない事は自明の理で、この場合、従前から議会で度々同和行政に批判の意見を表明してきている一部市会議員、その他一般市民」（被告準備書面Ⅱ）といった表現の中、上の事実が如実に現れている。

「差別がある」と「差別がない」の中間点などない。「差別問題に関わる」と「差別問題に関わらない」の中間点などない。吉岡市長は、この状況の中で、そのどちらにも目を向けられないことを「主体性」というのだろうか。それとも、「差別は許さない」と立ち上がった運動団体と差別があってもじっと我慢し、運動に立ち上がるのができない被差別当事者の間に立つことを中立というのだろうか。

「平成五年国が同和地区実態把握等調査のため実施し

た調査結果は、三次市において、同和地区出身者は、一五三三名で、うち約五〇％が市協加入と聞き及んでいる。この調査に際し、同和地区出身者であることを認めなかった者も相当存在すると推定され、市協加入者の割合はさらに下がることも十分考えられる」

運動団体との連携が必ずしも同和地区住民のすべての人、いや半分にも満たない地区住民の人との連携に過ぎないともいうのだろうか。

筆者が初めて島根県の津和野の被差別部落に入ったとき、一人のおばあちゃんから次のような話を聞いたことを覚えている。

かつて津和野には運動団体はなかった。誰一人立ち上がる人はいなかった。この筆者が教育委員会主催の講演にいても、「そんなものはやめてくれ」と反対したのは地区住民であった。

おばあちゃんが、涙しながら話してくれた。

「この津和野には若いもんはおらん。中学を卒業したら、みんな関東の方に逃がす。こんな差別のきついでころにおいとくわけがない。わしらはみんな年寄りで、もうしばらくしたら、ここに住む地区のもんはみんな死ぬ。先生、わしらみんな死んだら、この地区に住むもんは一人もいなくなる。そうしたら、はれて、津和野には地区

がなくなる。地区がなくなると、もう、わしらの子どもや、孫は差別を受けなくて住む。その日は早く来て欲しいと、みんな早く死ぬのを待っているのや」

このおばあちゃんは、自分らが死んだら差別がなくなるとは間違っても考えていないことは確かである。まさか、どこの被差別部落の人間が、自分らが生きているから差別がある、などと考えているものか。このおばあちゃんは、続けて言った。

「わしらは、じつと差別を我慢することに決めた。わしらが何の抵抗もせずに差別を耐えたら、今この私らに差別している人は、私らの子どもや孫に今しているほどの差別はしやしまい。そこにただ一つの夢をかけて、何もしない解放運動をやっているんや」

先の吉岡市長が、地区の中にも運動団体に所属しない人、あるいは、自ら地区住民と名乗らない人がいることを、運動団体批判の一つに使っているその考えの愚かさを、上の津和野のおばあちゃんの話が教えてくれている。

## 六 「本訴」の中味

### (差別問題への取り組みとは何か)

我々が差別問題に関わるとはどう言うことなのか。原告も、筆者も大学の講義で同和教育、差別問題をテーマ

に話をする。その中味がいかなるものか、次の学生の感想文が教えてくれる。

筆者が、「西洋文化論」の講義の中で、部落差別問題、結婚差別問題の話をしたときの感想文である。

「先生、もっと人権問題、部落差別問題、結婚差別の話をしてください。あまり話したくないんですけども、思い切つて話をします。実は、わたしが高校三年の時のことです。わたしは己斐に住んでいます。家はクリーニング店を営んでいます。ある夕方、お母さんと店番をしながらコーヒーを飲んでみると、三、四軒隣のおばさんがお客としてやってきました。よく知っているおばさんでした。お母さんとの会話が聞こえてきました。最初は品物を預けるだの、いつできあがるだの、事務的会話でした。その後、そのおばさんがお母さんに次のような話をしました。「ねえ、奥さん、実はわたしの娘、あの大阪にでていたあの娘が、この連休に男の子を連れてかえってきたのです。結婚するというのです」「へえ、彼女がもう結婚するのですか。すばらしいですね。おめでとうございます」「それで、ねえ、奥さん、相手が大阪の子でしょう。どこのどんな子かまったくわからないでしょう。ついては、奥さん、そこらを調べる方法、ここらあたりありませんか」この話を聞いたとき、「あつ、これが身元

調査なんだ、とわかりました」わたしは、お母さんが余計なことを話さない事を願いました。ところが、お母さんは、「まかしときなさい、わたしはいい人を知っています」と応えました。わたしはがっかりしました。次のことがわたしの頭を駆けめぐりました。人の娘にここまでちよつかいを出すお母さんがわたしの場合にそうしないなんてあり得ない。身元調査をして、相手が、被差別部落、在日の子だったら、わたしの結婚許すはずがないということが。先生は、「ぼくのところに相談に来たカッパルはみんな結婚した」とおっしゃいました。でも、先生、正直に言いますか。わたしのお母さんは手強いですよ。柔じゃないですよ。先生の今日の一回の話では、お母さんが出刃包丁を持ってわたしにかかってきたとき、わたしに楊枝で鬨えというふうなものですよ。先生、もっと人権教育をやって、わたしに闘う武器をください。せめて、お母さんと同じ武器を」

人権教育とは、闘う武器を与えることだとはい、この女子学生から教えられた。

解放運動団体に真っ向から敵対して、それがさも「真の同和行政」と錯覚している吉岡市長と、上の女子学生の「必死の叫び」との間にどれほどのギャップがあるのか。

## 七 「本訴」の中味（まとめにかえて）

三年前にある養護学校に講演にいった。講演後ある親子が控え室にやってきた。高校三年生の筋ジストロフィーを患っている電動椅子に乗った子とその母親であった。お母さんは、「この子は来年の三月で卒業です。その後はずっと（その死まで）病院で暮らすことになります」と暗い表情で語った。高校三年を終えたら大学に来れば、と筆者がいつもの軽い調子で話す。そんなことが病院で許されるはずがありません、とお母さん。なぜ、と筆者の愚問。大学なんて、人の多いところに行ったら、どんな菌をもらって帰ってくるか、その病気が他の患者にうつって、とてもじゃないですけど、主治医が、院長が許してなどくれるはずがありません、とお母さん。ちよつと待って、主治医や院長はずっと病院にいますか、看護婦は家に帰ることがないのですか、と筆者の素直な反論。「というとう？」、と怪訝な顔のお母さん。だって彼らも、彼女たちも風邪はひくことがあるはずで、彼らが運ぶ菌は許されても、あなたの息子さんや運ぶ菌は許されないのですか、と筆者。「そもそもこの病気が完治しない」ということが前提で、その中でできることはやろうと筆者は、お母さんと主治医、院長と掛け合う。ついに、

大学に週一回出ることの許可がでる。はじめは、誰もが、本人も含めて、半年が限度と腹をくくっていた。この学生は、今年で三年目を迎える。元気である。顔色はよく、食欲旺盛。病院に帰ると、他の若い患者は、彼をめざし、彼を越えようと勢いづく。

彼は運動団体には所属はしていない。彼の処遇をめぐって運動団体に相談したこともない。

大学においては、彼の回りに多くの障害者が集まってきた。大学だけではない、病院においても多くの患者が彼に夢を託している。

三次市の行政は、今までに、同じような取り組みをしてきたはずである。三次市平和人権センターがその象徴であった。そのセンターをめざして、そのセンターを夢見て、解放運動に立ち上がった人もいる。

三三年間の差別問題、人権問題への関わりを、「主体性の欠如」「運動団体（辻駒氏）のいいなり」と切って捨てる吉岡市長。彼の罪は、三次市だけにとどまらない。三次市職員の三三年間の差別問題への関わりの誇りを今一度見せてもらうことを期待して筆を置く。三三年間の差別問題、人権問題への関わりを、「主体性の欠如」「運動団体（辻駒氏）のいいなり」と切って捨てる吉岡市長。彼の罪は、三次市だけにとどまらない。三次市職員の三

三三年間の差別問題への関わりの誇りを今一度見せてもらうことを期待して筆を置く。

